

またもや市立図書館に指定管理者制度導入の動きが！！！！

2012年3月に逗子市行財政改革推進本部から「民間委託等ロードマップ」が出され、市立図書館が指定管理者制度導入の対象になりました。この案は、委託した方が直営より費用がかかるという不可解なもので、非公募で、実績のない(株)パブリックサービスに委託するということもあり、2014年2月議会で「図書館条例全部改正案」が否決され、平成27年度からの導入は見送られました。(この間、私たちの会でも「逗子市立図書館が直営のまま運営を続けることを求める署名」を行い、皆様のご協力で3800筆に近い署名を集めることができました。)

その後、逗子市では文化ホールが指定管理になり、今年(2015年)4月からは市民交流センターも(株)パブリックサービスを指定管理者とする管理運営になりました。

図書館は、しばらく動きがなかったのですが、ここに至って「民間委託等ロードマップ(第2期)」(2015年9月)が出され、またもや市立図書館が指定管理者制度導入の対象になっています。前回と違い、委託した方がほんの少し経費削減になっているほかは、非公募で(株)パブリックサービスを指定し、パブリックコメントもとらない、という姿勢は変わっていません。

今、世間一般では、武雄や海老名の市立図書館の指定管理者のずさんな手法に非難が集まっており、愛知県小牧市では住民投票の結果、当初の指定管理者に委託することをとりやめたほどです。これほど指定管理者制度に逆風が吹いているこの時期に、何故、あえて直営をやめるのか、全く理解できません。

図書館は学校と同様、教育機関です。よもや学校を民間委託しようとは思わないはずで、逗子市は、市民にとっての市立図書館がどうあるべきか、直営でしっかり見極めていくべきだと考えます。

10月30日に開かれた図書館協議会でも、

- ・サービスを継続する名目で、今勤めている非常勤職員の雇用問題(現在は市の条例で10年で雇止め、但し1年休めば復帰は可。→委託になると10年以上勤めることが可能になり昇給もある)ばかりクローズアップされているが、市として市立図書館を将来的にどうしていきたいかというコンセプトが見えてこない

- ・指定管理者制度(通常3年)で業者が変わっていった場合、職員もマニュアルも継続されないリスクがある。その場合、利用者である市民が一番困ることになる。

といった意見が出されました。今回のロードマップで示されている行程は以下のとおりです。

<27年度> 逗子市立図書館条例・施行規則の改正手続き＝条例議案提出(2016.3)

候補選定委員会の検討(メンバー、評価方法の検討及びモニタリング)

<28年度> 指定管理者候補選定事務・選定委員会の設置

指定管理者の指定議案提出(2016.9) 指定管理契約締結・業務の引継ぎ

<29年度> 指定管理者による運営開始

モニタリング、評価委員会による事業評価開始

直営でなくなると元に戻すことは困難です。ここが踏ん張りどきです！！！！